

今月のプログラム

## 人間裁判 朝日訴訟をごぞんじですか？

“ 権利は闘う者の手にある ”

朝日訴訟の会 朝日健二さん

朝日訴訟をごぞんじでしょうか？朝日訴訟とは、岡山療養所に入院し、生活保護を受給していた朝日茂さんが「生活保護の基準は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障していない」という事を問題に1957年に起こされた裁判です。

憲法第25条を真正面から問うこの裁判は、一審では、見事勝利を勝ち取りました。しかし、二審では「25条プログラム規定説」や「補足性の原理」などの視点より、一審を覆す判決になってしまいました。最高裁で闘っている時、朝日茂さんは危篤状態になり、訴訟継続のため、健二さん・君子さんご夫妻が養子縁組をしました。

今回は、「朝日訴訟」の継承者である朝日健二さんにお越し頂き、「人間裁判」のビデオを見、当時の生活の様子、朝日訴訟の今日的意味、今私たち福祉現場に携わる者への想いなどを語って頂こうと思います。

第146回「月例ミーティング」は、「朝日訴訟」の継承者である朝日健二さんにお越し頂きました。最初に記録映画「人間裁判・朝日訴訟」をビデオで上映し、その後朝日さんのお話をうかがいました。1950～1960年代の映像は、若い方にはどこの国のことかと驚かれることもあったかと思われます。本題からは外れますが、この時代に育ったものとしては、水溜りのある道路やボンネット・バスなど、懐かしい思いで見入ってしまいました。せっせと内職の玩具作りをしてドルを稼ぐ、といった日本全体が貧しい時代でもありましたが、正義や理想といった、今では口の端にも上ることの少なくなった言葉が、人々に共通した指標でもありました。

今、福祉事務所でも「朝日訴訟」という言葉自体を知らない人が多いこの時代、基準生活費を国民年金の水準以下にしようということが堂々と語られるこの時代に、決して雄弁ではない朝日さんのお話は、とても貴重な体験でした。また、当日の資料を再録してみると、朝日さんの活動が「朝日訴訟」にとどまらず、誰もが人間らしい生活を営めるような社会正義の追求であることが改めてよく分かりました。（報告者）

当日いただいたレジュメをスキャナで再録したため、レイアウトが少し変わっています。また、その過程での誤字・脱字がありますが、報告者の責に帰するものです。

## 権利としての社会保障の歴史と現在

朝日訴訟運動へ参加した体験から

特定非営利活動法人朝日訴訟の会理事 朝日健二

### 朝日訴訟のあらまし

福祉事務所が次兄に仕送りさせ、入院患者日用品費（600 円）を打ち切ったことに対して不服申し立て。福祉事務所は「6 か月待てば元に戻す・・・」としたが、「これでは生きていけない」と提訴。マスコミは、「蠅螂の斧」「昭和のドンキ」と。

### 朝日訴訟の時代背景

朝鮮戦争終結。吉田内閣が MSA 協定、自衛隊創設、余剰農産物輸入、社会保障大削減。「煙突男」も現れ「昭和 29 年闘争」7 年連続 2 万人自殺。大企業は神武景気・岩戸景気。

### 提訴当時の国民生活

犬のエサ代 50 円・保護者の食事 18 円。入院患者はパンツ 1 枚。

### 朝日訴訟の一審勝訴

東京地裁（浅沼武裁判長）が違憲判決。中山厚相が控訴するも基準を全面改定。入院患者日用品費は 5 割引き上げ。福祉施設入所者の生活費など関連施策の基準も連動。

### 朝日訴訟の承継運動

高裁不当判決直後に逝去。遺詔は「こみあくる無念はいわず・・・」。獲得した権利（財産）を守れと訴訟継続の声しきり。前例のない養子縁組による承継運動へ。

### 社会保障の発展と成果

朝日茂さんへの共感。権利意識に目覚め、朝日訴訟のようにと、社会保障運動が高揚。年金スト、高田病院に始まる病院スト。老人医療の無料化。公害の加害者補償。

### 専門職が果たした役割

社会保障裁判も「第二、第三の波」（小川政亮）。堀木訴訟、藤木訴訟、最近の中島訴訟、生存権訴訟など。権利のために立ち上がる人々へ知恵と勇気と確信を与えた専門職。

### 朝日訴訟の視点から見る

社会保障の構造改革。格差社会。7 年連続 3 万人台の自殺。朝日訴訟“前夜”の様相。築いてきた社会保障運動の成果が根こそぎ。あらゆる分野で市場化・営利企業解禁。守り抜いている貴重な砦としての現物給付制度。もう一つのコース選択が 89 条改憲。

### 権利はたたかう者の手に

読むたびに身の震えを感じる憲法 97 条。改めて思うは憲法第 12 条。そして養父が遺した言葉「権利はたたかう者の手にある」

### 【ご参考までに】

朝日訴訟記念事業実行委員会編・二宮厚美解説『朝日茂の手記 人間裁判』大月書店、2004 年・1575 円

朝日訴訟運動史編纂委員会『朝日訴訟運動史』草土文化社・9800 円（取扱：日本患者同盟電 0424 - 9 ト 0057）

共同映画株式会社：記録映画「人間裁判」（ビデオ版）. 5000 円（取扱：倉敷医療生協電 086 一鶴 8 - 6210）

ONPO 法人朝日訴訟の会 〒700 - 0054 岡山市下伊福西町 1 - 53 岡山県社保協内 電 086 - 255 - 1140 F255 - 8060

## 朝日訴訟のあらまし 憲法第 25 条をたてに生存権保障を求める

### 朝日茂さんのおいたち

- 1913 岡山県津山市京町に生まれる(7月18日)
- 1933 県立津山商業学校を卒業。日満倉庫(株)に入社。かたわら中央大学夜間専門部商業科に学ぶ
- 1936 中央大学を卒業。大連駐在員事務所に赴任
- 1937 嗜血して帰国。同年回復し川崎埠頭事務所に赴任
- 1940 再発し大分県坂ノ市町、後に津山・近光病院で療養
- 1941 療養専念のため、日満倉庫(株)を退社
- 1942 日本医療団早島光風園(後の国立岡山療養所)に転院
- 1945 園内の不正摘発で患者自治会を結成、日本患者同盟が創立されるとその中央委員に
- 1954 「入・退所基準」に反対し、岡山県患(富田正勝委員長)の県庁500人陳情へ参加(6月23日)
- 1956 津山市福祉事務所が朝日茂の次兄(宮崎市)に1,500円の仕送りをさせたうえで収入認定、入院患者日用品費600円の支給を打ち切り、医療費一部負担900円とする保護変更処分を通知(7月20日)  
岡山県知事へ不服申し立て(8月6日) 厚生大臣へ再審査請求(12月3日)するも、いずれも却下

### 朝日訴訟を提訴

- 1957 朝日氏行政訴訟対策委員会(後の朝日訴訟現地対策委員会)を結成(5月3日)  
東京地裁へ厚生大臣を被告とする行政訴訟を提訴(8月12日)
- 1959 現地検証、現地公判が実施(7月2~4日)。「憲法は絵に描いた餅ではない」(浅沼裁判長)
- 1960 総評などによりパンフレット『これでは生きていけない』が出版
- 1960 東京地裁(浅沼武裁判長)が勝訴判決(10月19日)。この年、安保闘争高揚、病院スト拡がる
- 1961 朝日訴訟中央対策委員会が結成(2月18日)。生活保護基準にエンゲル方式を採用、保護基準が大幅引き上げ。  
この年、こどもを小児マヒから守る運動等が高揚。国民皆保険が実施
- 1962 記録映画『人間裁判』が完成。朝日訴訟現地検証、現地公判が実施(10月15日~17日)
- 1963 「最低賃金制、社会保障、朝日訴訟」で岡山~東京間をバス行進(9月24日~10月2日)  
東京高裁(小沢文雄裁判長)が「いまだ違法とまでは断定できない」と逆転判決(11月4日)

### 朝日訴訟の承継運動

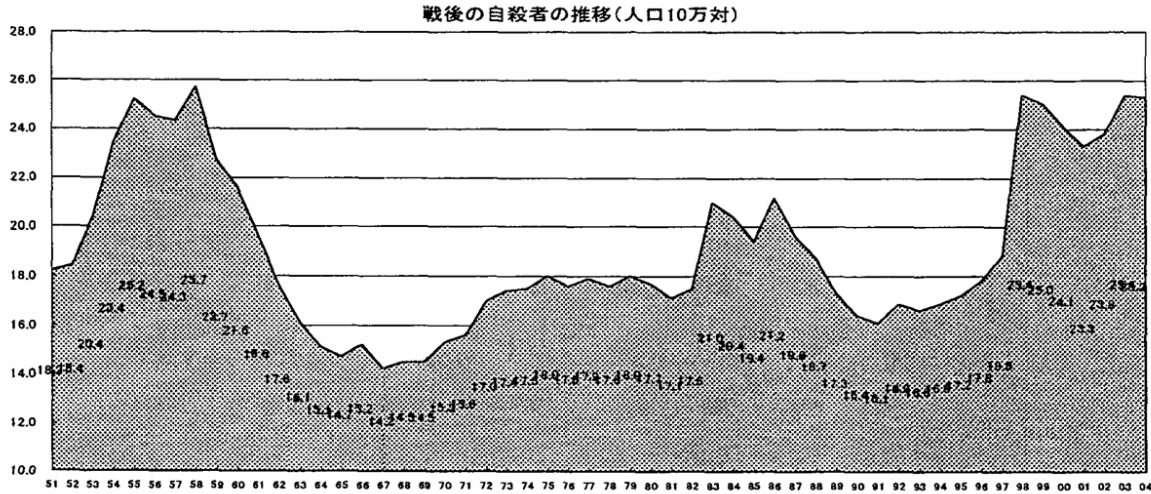
- 1964 朝日茂死去(2月14日午後6時43分)、津山市寺町本行寺に埋葬、無名解放戦士の墓に分骨埋葬  
小林健二・君子を夫婦養子として最高裁へ訴訟承継を上申(3月30日)
- 1965 「最低賃金制、社会保障、憲法、朝日訴訟」で第二次列島縦断大行進(2月14日~24日)  
朝日茂手記『人間裁判』が出版
- 1966 「朝日訴訟、最低賃金制、社会保障、憲法」で第三次の列島縦断大行進(9月29日~10月14日)  
最高裁が大法廷で口頭弁論を開催
- 1967 最高裁(入江俊郎裁判長)が「上告人死亡により終了」とする判決(5月24日)  
朝日訴訟不当判決に抗議し約7,000人が日比谷野外音楽堂で集会、デモ行進(同日)
- 1968 岡山県早島町に朝日訴訟記念碑が建立(2月14日)早島ICを降りてすぐ、王山山麓。
- 1971 長宏・元朝日訴訟中央対策委員会事務局長を中心に『朝日訴訟運動史』(草土文化)が編纂・発刊

### NPO法人朝日訴訟の会設立

- 2003 岡山県に朝日訴訟記念事業実行委員会(岩間一雄委員長=岡山大学名誉教授)が設立
- 2004 朝日訴訟記念事業実行委員会の編纂により『人間裁判一朝日茂の手記』(大月書店)が再刊
- 2005 特定非営利活動法人朝日訴訟の会を設立、2月11日、岡山で結成総会、認証申請中。

## 朝日訴訟の時代背景 社会保障後退、7年連続2万人が自殺

1954年、朝鮮休戦協定後の世界恐慌に当たって吉田茂内閣は日米相互防衛援助(MSA)協定を締結し、自衛隊創設、財界支援、社会保障削減を断行した。



(注) 右の山は、消費税増税、健保本人2割負担が実施された1998年からはじまった3万人台の自殺。左の山は、1954年から始まった2万人台の自殺。朝日訴訟のきっかけとなったMSA予算の年から朝日訴訟勝利の年まで7年間続いた。

- 1948 日本患者同盟が結成(3/31)  
第3次国保法改正、市町村公営・任意設立・強制加入に(7月)
- 1951 全国商工団体連合会が創立総会(8/3)
- 1953 全日本民主医療機関連合会が結成(6/7)、全日本自由労働組合が設立(10/12)  
朝鮮休戦協定成立(7/27)
- 1954 大蔵省がMSA 予算案、国庫補助一括削減案を発表(1/4)、いわゆる「昭和29年闘争」起きる  
社会保障を守る会(後の中央社保協)が結成(1/8) 16団体参加、年末には総評も参加  
MSA 協定(日米相互防衛援助協定)調印(3/8) 同協定発効(5/1)、自衛隊が発足(7/1)  
全国生活と健康を守る会連合会が結成(11/20)

### 朝日訴訟の時代背景 いわゆる「昭和29年闘争」

- 1/5 全日自労、日患、福祉団体など社会保障予算大幅削減に抗議し陳情デモを開始、「煙突男」(荒文)現わる
- 1/8 厚生職組、日患同盟など16団体が「社会保障を守る会」(後の中央社会保障推進協議会)を結成。同年末、日本労働組合総評議会(総評)が参加。
- 1/9 大学教授で組織する社会保障研究連絡会が総会、社会保障予算削減反対を決議
- 1/11 全社協が京橋で緊急全国福祉事業大会。民生委員12万人が反対署名を提出
- 1/15 国庫補助を一括削減する法律案要綱撤回を閣議決定(ただし、予算案は大蔵原案のまま)
- 2/20 総評が「MSA 予算粉砕・吉田内閣打倒国民大会」を開催(東京・日比谷)
- 3/1 総評3・1闘争デー
- 4/3 1954年度予算成立。一般会計9995億円。要求2兆円の半額に満たない緊縮予算
- 5/8 入退所基準、付添看護制限、診療報酬をマイナス改定、生活保護打ち切りなどが発表
- 5/21 3保険医の指定取消処分撤回を要求、保険医が大阪府庁で抗議の座り込み開始、24日間続行
- 6/21 診療報酬引き下げ反対で保険医80人が厚生省前で座り込み開始、6日間続行
- 6/23 岡山県患500人が入退院基準撤回・付添看護制限反対などで県庁へ11時間座り込み。20都府県へ広がる
- 7/27 東京都患と支援者3000人が都庁で座り込み、初日に犠牲者(米津敏代さん)を出したが3日間続行

## 提訴当時の国民生活 野犬のエサにも劣る食事、パンツ1枚の生活

朝日側証人は、捕獲されて保健所につながれている野犬のエサ代（50円）よりも生活保護者の食事代（18円）の方が低い、最低生存費を下回る生活をしていると生まれる子どもは知能指数が低下する、保護基準は最低生存費を下回っていると証言、厚生省側証人は、用を使わず位はワラで足りると証言した。

病院又は入院入所中の患者に対する生活扶助の支給額一覧表(但し入院三ヶ月以上の大人)

費目	年間数量	月額	備考
		円 銭	
被服費		131 .71	
衣類		102 .90	
肌着	2年1着	16 .66	1着400円×1/2×1/12
パンツ(ズロース)	1枚	10 .00	1枚120×1/12
補修布	4ヤール	43 .33	カナキン36吋巾1ヤール130円×4×1/12
縫糸	30匂	8 .75	10匂35円×3×1/12
手拭(タオル)	2本	11 .66	1本70円×2×1/12
足袋	1足	12 .50	一足150円×1/12
特配衣料		特別基準	
身廻品		28 .81	
下駄	1足	5 .83	一足70円×1/12
草履	2足	21 .66	一足130円×2×1/12
縫針	20本	0 .32	一包(26本)5円×20/26×1/12
湯呑	1ヶ	1 .00	1ヶ12円×1/12
保健衛生費		223 .33	
理髪料	12回	60 .00	(男のみ)月1回60円
石鹸	36ヶ	70 .00	洗顔1ヶ30円×12ヶ、洗濯1ヶ20円×24ヶ
歯みがき粉	6ヶ	7 .50	1袋15円×6×1/12
歯ブラシ	6ヶ	7 .50	1袋15円×6×1/12
体温計	1本	8 .33	1本100円×1/12
洗濯代		50 .00	
衛生綿			女子について理髪代充当
チリ紙	12束	20 .00	
雑費		244 .96	
葉書	24枚	10 .00	1枚5円×24×1/12
切手	12枚	10 .00	1枚10円
封筒	12枚	1 .00	
新聞代	12部	150 .00	1種150円
用紙代		20 .00	
鉛筆	6本	5 .00	1本10円×6×1/12
お茶	3斤	40 .00	
その他		8 .96	
計		600 .00	

早稲田大教授・末高信証人(厚生省側)

国民の中で、ちり紙でもって用を足す方がどのくらいあるか。ちり紙も使えないで、わらとか、そのほかいろんなもので用を足している階層がまだまだ非常にある。それにもかかわらず、ちり紙まで買えるということになっておりますと、足りないながら、文化的水準において保護は行っている。

労働科学研究所長・藤本武証人(朝日側)

生活費の支出高に比例してある限度までは知能や能力が上がり、それから先は生活費の高騰にもかかわらず能力その他人間的ないろいろな要素が横違いになる。横違いになる線は二つあり、成人男子1人に換算して4,000円を下回ると母親の知能が割合高くても子供の知能はガタ落ちし、7,000円を超えると母親の知能は非常に悪くても子供の知能は平均よりやや上そらいになる。そこで、(1952年当時の)7,000円を最低生活費、4,000円を最低生存費と結論づけた。

明治学院教授・天達忠雄証人(朝日側)

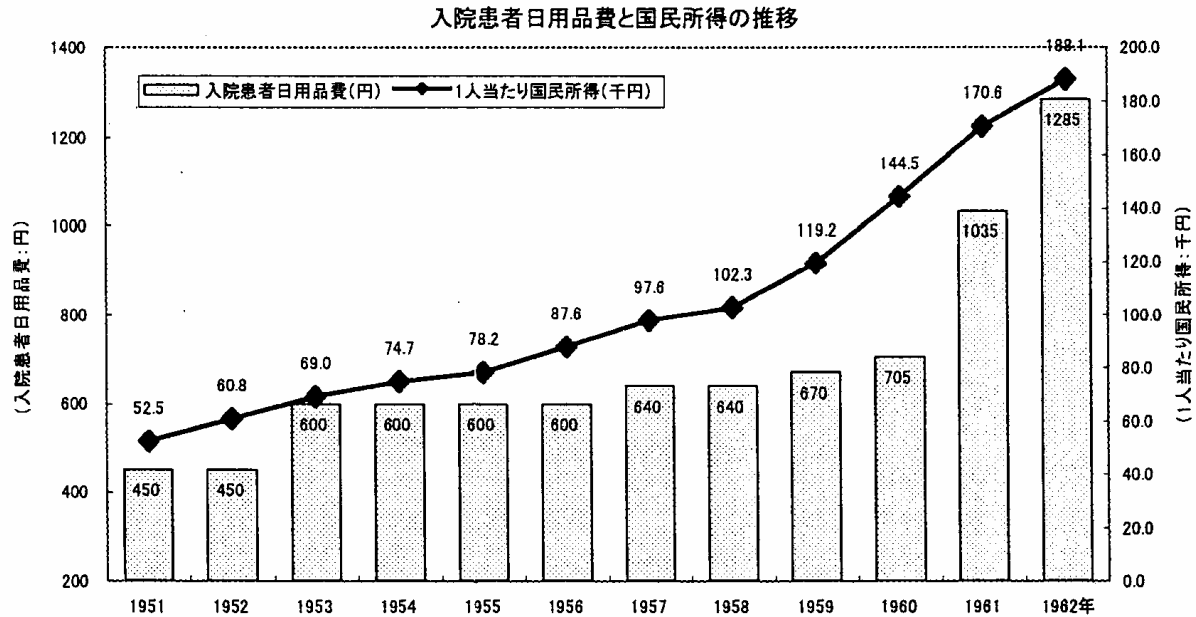
当時の生活保護基準は、5人家族の場合、大都市9,071円、中都市8,255円、小都市7,438円、町村部6,620円で、最低生存費さえ満たしていなかった。保護基準は、一般勤労者の家計との比較では、東京都の場合を例にとると1951年には52.5%であった。5年後の56年にはなんと36.5%にしかっていない。公務員給与との比較では、18歳単身でみると、1956年人事院勧告で6,870円であったが、その年の保護基準は3,180円(46.3%)、勤労控除600円を含めても3,780円(55%)であった。

## 朝日訴訟の一審勝訴 社会保障水準の大幅引き上げ実現

憲法は「人間に値する生存」を保障 東京地裁判決要旨

- 1, 憲法第 25 条第 1 項は、単に自由権的人権の保障のみに止まらず、国家権力の積極的な施策に基づき 国民に対し、「人間に値する生存」を保障しようという、いわゆる生存権的基本的人権の保障に関し て規定したものである。
- 2, 「健康で文化的な」とは、決してたんなる修飾ではなく、その枚念にふさわしい内実を有するものでなければならない。
- 3, 最低限度の水準は、決して予算の有無によって決定されるものではなく、むしろこれを指導支配するべきものである。
- 4, 現行保護基準は憲法第 25 条の理念をみたさないものであって、無効といわなければならない。

保護基準算定方法の改善、保護基準の引き上げ



### 最低生活の基準の変更

算定方式の改定：マーケットバスケット方式 エンゲル方式

保護基準の改定：判決時 705 円 判決翌年 1,035 円 (46.8%) 判決翌々年 1,285 円 (24.1%)

他法他施策に連動

特別養護老人ホームなどの福祉施設の入所者の生活費が連動、公務員給与、最低賃金にも影響

### 社会保障制度審議会 62 年勧告に反映

生活保護等の公的扶助は、社会保障の最小限度の、そして最も基本的な要請でなければならない。国庫はこの要請にこたえるため所要の負担をなすべきであり、この負担は社会保障の分野において最優先すべきである。そして、財政上におけるこの負担の地位は十分に確保すべきである。・・・最低生活水準は、一般国民の生活の向上に比例して向上するようにしなければならない。・・・生活保護水準の改定は、公正でかつ権威ある手続によって行わなければならない。(1962.8.22 会長：大内兵衛)

### 社会保障裁判の先駆としての役割

社会保障裁判における「第二の波、第三の波」(小川政亮・元金沢大学教授)が起きていく。

### 社会保障運動の高揚と前進

都道府県社保協の結成、労働運動における位置づけ、老人医療、児童手当、公害対策など新施策。

## 朝日訴訟承継運動 病床から訴え続けた原告の無念はらす

朝日茂さんは、肺活量 1200cc、毎日血痕に苦しめられつつ、病床から 1 万通の手紙で訴え、わが国初めての社会保障裁判を闘った。その様をマスコミは、「蠅螂の斧」「昭和のドンキホーテ」と書いた。

こみあぐる 無念はいわず…  
ペン持てば 血の出ることと知りながら 書かねばならず 原稿を書く  
気持ちよく目覚めし朝は勇み立ち思いついた手紙を書く  
われ勝てり 浅沼裁判長は声低く 言葉少なく判決文を読みりと  
いたわりの言葉になれて たたかいのきびしさ忘るを ひそかに恐る  
血痕と 動悸はげしき日々なれど 人間裁判に 命をかくる  
訴える 手紙書くさえ 息苦し ひと夏のよわり ようやくに知る  
こみあぐる 無念はいわず 解放の道ひとすじに 歩まんとぞ思う

「ああ、ずいぶん苦しかったでしょう」

腹膜が開かれたとき、うすい濃汁が流出し、小腸下部から盲腸結腸上部にかけて多数の腸潰瘍と癒着、化膿、穿孔が認められた。「ああ、この方は解剖してあげてよかったですね。こんなにひどくなって、ずいぶん苦しかったでしょう」と執刀医が思わずもらした・・・。「・左肺全体としてほとんど全部が膿瘍と化したものか膿胸を伴うものか区別しがたい。・・・すなわち左肺には呼吸するところなし。」つまり肺全体がとけて消失し、厚い肋膜の袋になっていた。(『人間裁判』初版「朝日茂の解剖に立ち会って」水落おさむ=朝日茂の対診医)

怒りの火を消してはならない 朝日訴訟承継運動

- ・支援する人々「朝日さんが亡くなったらどうなるのか」「怒りの火を消さないで」
- ・津山市戸籍係・村上幸江さん「到着するまで閉庁しないつもりで待った」 承継期待を物語る一事
- ・こみあぐる無念はいわず、とうたった気持、どんなにくやしかったでしょう。わたしは、国民の生活と権利を守り、憲法に保障されている健康で文化的な生活をかちとるため、いかなることがあっても、朝日訴訟をたたかいつづけなければならないと思いました。(『手記人間裁判』初版あとがき)

「週刊誌など読まないで勉強せよ」

「茂さんは自分が起こした裁判と支援者に対する責任感から、ヒマを惜しんで勉強していた。週刊誌などは読まず、『法律時報』や『ジュリスト』を読んで、弁護士にも意見を出していた。あなたも養子になったからには、週刊誌などは読まず、勉強してください」(甥の次郎さんの忠告)

朝日訴訟を支援する運動とその拡がり(例)

大行進：1963年 岡山～東京間、スローガンは「最低賃金制、社会保障、朝日訴訟」  
1965年 東西3コース、スローガンは「最低賃金制、社会保障、憲法、朝日訴訟」  
1966年 札幌・福岡～東京、スローガンは「朝日訴訟、最低賃金制、社会保障、憲法」  
記録映画：「人間裁判・朝日訴訟」共同映画株式会社 普及100本 1962年  
単行本：『人間裁判一生と死をかけた抗議/朝日茂の手記』(草土文化)2万冊 1965年  
パンフ：総評・社保協・日患『これでは生きていけない』1万部発行 1960年2月22日  
宣伝物：「炎のバッチ」9万個(1965年)、「炎のワッペン」17万枚(1966年)  
歌と演劇：東京新劇会(1963年)-、関西大学演劇研究会(1964年)、東芸(1964年)生活費  
「石よりもかたい怒りと」(作詞：小林 昭、作曲：兵藤五郎)  
「人間裁判をかちとろう」(作詞作曲：岡山合唱団)  
「一点の火花から」(作詞：小林 昭、作曲：石原秀雄、合唱：岡山合唱団)1961年  
一点の火花から たたかいの野火が 燃え上がり燃え走る はてしなく国に  
いのち いのち いのち いのちを守りぬけ 人間裁判 ほのおは燃えあがる

## 権利のために立ち上がる人々へ勇気と確信 専門職が果たした役割

「国立療養所村山病院の MSW であった丸毛静香さんは、病床で悩み苦しむ藤木イキさんを当初から心身ともに支え、訴訟を起こしてまでたたかう勇気を与え、具体的な援助を最後まで続けた。当時の MSW の専門性を確立していく意味で、大きな道標となった訴訟である」(川村博文)

例えば、MSW に期待されることは、患者の受療権・生活費・住居の確保など護民官としての役割。

藤木訴訟の丸毛静香さんのように、患者自身が朝日茂さんのように立ち上げられるよう支援すること。

MSW の視点を基本にした経営政策と経営参加。社会保障を拡充する地域活動での政策・理論・運動面での専門職としての貢献。

### 朝日訴訟につづく訴訟運動「第二の波」(小川政亮)

加藤健保訴訟(62年4月25日勝訴)

加藤悦夫さん(栃木県)が在宅療養中に生活困窮のためにしたアルバイトを就労とみなして傷病手当金を不支給とした社会保険事務所の処分取消を求めて提訴。

牧野年金訴訟(68年7月15日勝訴)

牧野享さん(北海道)が夫婦の老齢年金受給制限を違憲として67.2.28提訴。政府は69.10月、国民年金法を改正し受給制限を廃止。牧野さんも70.7.4和解。

堀木訴訟(72年9月20日勝訴)

完全視力障害で障害福祉年金を受給中の堀木フミ子さん(兵庫県)が児童扶養手当の併給を求めて提訴。政府は判決1年後に同法の併給制限条項を改正。

藤木訴訟(72年12月25日勝訴)

カリエスで長期療養中の藤木イキさん(東京都)が夫から離婚を要求され、仕送りも途絶えたにもかかわらず、福祉事務所が保護をしなかったため提訴。

### 「第三の波」

秋田・加藤訴訟(93年4月23日一審勝訴確定): 預金約80万円のうち27万円を収入認定。

福岡・中島訴訟(98年10月9日高裁勝訴、上告): 学資保険45万円を収入認定、子が承継。

名古屋・林訴訟(96年10月30日一審勝訴、上告): 住所不定理由に生活扶助等を不支給。

福岡・増永訴訟(98年5月26日一審勝訴確定): 自動車通勤理由に保護打ち切り。

金沢・高訴訟(00年9月11日二審勝訴、上告): 心身障害者共済月額2万円を収入認定。

最近の訴訟

老齢加算減額で生存権訴訟(2005年4月27日)

京都市の松島松太郎さん(79歳)が、生活保護の老齢加算の廃止に抗議して提訴。

保護費の19%に相当する老齢加算17,930円が04年度から9,670円に削減、05年度から3,760円に削減、05年度末をもって全廃された。

松島さんは、「酒も飲まなきやタバコも吸わぬ。スーパーのタイムサービスで安い食材を買って自炊する、こんなつましい暮らしをしてきた。生きがいは、節約を重ねて実現できる、年2回の小旅行。その積み立てができなくなった」と。

不服申し立ては、京都だけで600件を超した。

保護打ち切りで死亡、京都市に賠償命令(2005年4月28日)

京都市山科に住む男性(当時38歳)が、1999年3月、隣人に助けを求め救急車で病院に搬送されて入院。5月退院、保護を打ち切られ、約2カ月後の7月に死亡。発見時に、冷蔵庫は空。福岡県に住む両親が、「栄養失調で死亡したのは、違法に生活保護を打ち切ったため」と提訴。裁判所は、「保護を廃止することは許されなかった」と京都市に220万円余の賠償命令。母親(70)は「二度と息子のような犠牲者をだしてはならない」と。

## 社会保障構造改革 半世紀前の“朝日訴訟の前夜”に酷似する様相

奥田トヨタ自動車会長、宮内オリックス会長などに代表される財界の支配

### 緯済財政諮問会議・議員

日本経団連の奥田碩会長（トヨタ自動車会長）など「民間4議員」が、会議で頻繁に提案するなど、強い発言力を持っている。この会議の結果を小泉純一郎議長が小泉純一郎総理大臣に答申、いわゆる「骨太の方針」が決められるという機構になっている。

### 議長

小泉純一郎 内閣総理大臣

### 議員

安倍晋三 内閣官房長官

与謝野馨 内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

竹中平蔵 総務大臣

谷垣禎一 財務大臣

二階俊博 経済産業大臣

福井俊彦 日本銀行総裁

牛尾治朗 ウシオ電機（株）代表取締役会長

奥田 碩 トヨタ自動車（株）取締役会長

本間正明 大阪大学大学院経済学研究科教授

吉川 洋 東京大学大学院経済学研究科教授

規制改革・民間開放推進会吉義委員

専門委員を含む委員 15人のうち、過半数の8人が民間企業からの出向者で占められている。

### 議長

宮内 義彦 オリックス株式会社取締役兼代表執行役会長・グループ CEO

### 議長代理

鈴木 良男株式会社旭リサーチセンター取締役会長

### 委員

神田 秀樹 東京大学大学院法学政治学研究科教授

革刈 隆郎 日本郵船株式会社代表取締役会長

黒川 和美 法政大学経済学部教授

志田 勤 シダックス株式会社代表取締役会長

白石 真澄 東洋大学経済学部社会経済システム学科助教授

南場 智子 株式会社デー・エヌ・エー代表取締役

原 早苗埼玉大学経済学部、青森大学経営学部非常勤講師

本田 桂子マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパンプリンシパル

矢崎 裕彦 矢崎総業株式会社代表取締役会長

八代 尚宏 社団法人日本経済研究センター理事長

安居 祥策 帝人株式会社取締役会長

医療ワーキンググループ専門委員

阿曾沼元博 国腔医療福祉大学国際医療福祉総合研究所教授

長谷川友紀 東邦大学医学部公衆衛生学講座助教授

規制改革・民間開放推進会の室員

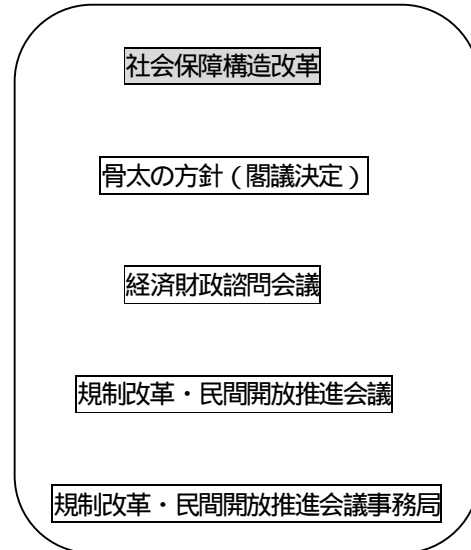
室員 27人のうち、過半数の14人が民間企業からの出向者で占められている。04年11月11日の小池晃議員質問で判明。（印は「混合診療解禁」の中心メンバーとされる）トヨタ自動車、オリックス、ソニー、日本郵船、セコム、関西電力、三井住友海上、第一生命、三菱商事、JFEスチール、松下電器産業、東京海上火災保険、三井住友銀行、森ビル。

社会保障審議会委員（財界関係）

奥田 碩 日本経営者団体連盟会長

社会保障の在り方に関する懇談会（財界関係）

西室泰三 日本経済団体適合会副会長



## 社会保障構造改革 朝日訴訟の時代に酷似する様相

- 00年4月 **介護保険制度が実施**、「社会保障構造改革の第一歩」と位置付けられる。  
改正医療法が実施、2003年8月31日までに病床区分へ。
- 01年1月 老人医療が原則1割負担に。
- 02年10月 **医療保険制度が改革** 老人医療1割負担の完全実施（一定以上所得者は2割負担）
- 03年4月 **「改正」健康保険制度が施行** 健保本人3割負担、健保家族（入院）も3割負担
- 04年6月 年金制度が故事 マクロ経済スライド方式を導入、所得代替率でみた年金額がおよそ5年で1か月分、20年で4か月分削減、2025年度の年給付総額で20兆円（24%）カット。
- 04年7月 社会保障審議会介護保険部会が「介護保険制度の見直しに関する意見」まとめる。原則として、軽度者に対する介護給付の打ち切り、居住費用、食費の全額負担。
- 04年8月 規制改革・民間開放推進会議（内閣府所管、議長・宮内義彦オリックス会長）が中間まとめ。  
混合診療の全面解禁、医療法人を通じた株式会社の医療機関経営の参入、社会福祉法人、介護老人保健施設等への補助金の廃止、介護保険のホテルコスト徴収等を要求。  
**ホテルコストについて**、「措置制度時代の残漆とも言える『施設と在宅』という二元的なサービス体系を改め、介護保険3施設のホテルコスト等は基本的に利用者負担とすることで、施設をいわば『介護ケア付き賃貸住宅』とみなし、介護保険の対象をケアサービスに限定すべきである。…ホテルコスト等を利用者負担とすることにより、多様な施設ケア（介護ケア付き住宅）間の競争条件の均等化が図られることになる」と、食費、居住費の 保険はずしを迫った。
- 8月 経済財政諮問会議（議長・小泉順一郎首相）で、日本経団連の奥田碩会長（トヨタ自動車会長）ら民間4議員が、「公的保険で賄う範囲の見直し」「医療や介護が今後の成長産業であることを重視し、民間の創意工夫が最大限生かされる」制度への転換を要求。
- 8月 地方6団体が「国庫補助金等に関する改革案」を総理に提出。老人保健事業なび3兆円余。
- 10月 **「医療特区」を施行**、新憲法下で初めて株式会社の医療機関経営を解禁
- 05年3月 政府が規制改革・民間開放推進会議の第一次答申（04年12月）と追加答申（3月23日）を盛り込み、「規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）」として閣議決定。混合診療、中医協改組、DPC移行、医療機関の株式会社化、公的病院の民間移譲など。
- 5月 日本経団連の奥田碩会長（トヨタ自動車会長）ら経済財政諮問会議の民間4委員が、医療費 総額の伸びを経済成長率に連動させて抑制する総額管理方式の導入を提案。
- 6月 経済財政諮問会議の答申に基づき、「医療費適正化の政策目標の設定」など経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005（いわゆる「骨太の方針第5弾」）を閣議決定。
- 6月 **介護保険法改正案が可決成立**。「社会保障構造改革のフロントランナー」として位置付け。  
介護保険施設などの居住費、食費の徴収、新予防給付の創設など。
- 7月 障害者自立支援法案が衆院で可決（「郵政解散」で廃案に）
- 10月 **障害者自立支援法案が再提出**。支援費、公費負担医療が応益負担、居住費・食費の徴収へ。  
**医療制度構造改革試案が発表**。医療計画制度の見直し、医療法人改革、医療費適正化計画、高齢者患者負担の見直し、保険給付の範囲の見直し、都道府県単位を軸とする医療保険者の再編統合、後期高齢者医療制度、前期高齢者医療制度の創設、診療報酬体系の在り方を見直し、薬剤の保険給付の見直し、混合診療の見直しなど。  
後期高齢者医療制度： 財源は高齢者の保険料（当初は1割）、保険者の支援費（約4割）、公費（5割）とする独立保険、運営主体は市町村、保険料は高齢者全員に「応能+応益」で賦課して年金天引き、患者負担は1割（現役並み所得者は3割）、傷病手当金は支給権喪失。  
前期高齢者納付金制度： 前期高齢者は各医療保険に加入し財政調整、保険料は国保加入者を含めて賦課して年金天引き、患者負担は2割 70歳以上で現役並み所得者は3割）
- 06年2月 **医療制度構造改革関係2法案を国会へ提出**
- 4月 診療報酬、介護報酬を改定。市町村計画・県支援計画の策定、障害者自立支援法が施行。
- 10月 医療保険適用療養病床でホテルコストの徴収開始。

## 権利はたたかう者の手に 社会保障の充実は憲法あってこそ

日本国憲法（抜粋） 1946年11月3日公布、1947年5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

### 第2章 戦争の放棄

〔戦争の放棄、軍備及び交戦権の否認〕

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

### 第3章 国民の権利及び義務

〔自由及び権利の保持の責任とその濫用の禁止〕

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。

又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

〔国民の生存権、国の社会的使命〕

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

### 第7章 財政

〔公の財産の支出又は利用の制限〕

第89条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便宜若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその使用に供してはならない。

### 第9章 改正

〔憲法改正の手続き、その公布〕

第96条 この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を得なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

### 第10章 最高法規

〔基本的人権の本質〕

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に耐へ、現在及び将来の国民に対し、犯すことのできない永久の権利として信託されたものである。

## 当日のアンケートから

- ・朝日訴訟は、憲法の世界では歴史のようにになっているが、現在その当時の声を聞くことができよかった。戦後、現在ほど個人の権利が確立していない時代において、訴訟を提起したことはたいへんに勇気が必要であったと思います。  
(福祉事務所勤務)
- ・私は、1950年生まれなので朝日訴訟についてよく知らなかったのが現実でした。今日、参加することができて、とても有意義でうれしかったです。こういう企画を、また是非お願いします。(福祉事務所勤務)
- ・学生の頃は、朝日訴訟という裁判があったことは知っていましたが、恥ずかしながら内容については全然知りませんでした。それが、生活保護の基準から最低賃金の引き上げ、全国民の社会保障につながる、こんなに多くの人と一緒に闘った裁判とわかり、なるほど人間裁判と言われるわけだとわかりました。細かい時代背景や色々な体験を伺い、すごく面白かったです。朝日さんのペンも見られて、すごく感動しました。ありがとうございました。
- ・朝日訴訟について、そういう裁判があったということしか知らずにいたが、本日、訴訟の内容、時代背景を含め知る事ができた。とても昔の話のようにも感じるが、現代に共通する部分もあり、とても勉強になった。  
(病院 M.S.W.)
- ・現在の社会保障は財界によって決められ作られているから、必要なところに届かず、削られてしまっているのだと改めて実感した。時代が変わり、国民の問題意識が低いのは何故なのか？私は、進化し続ける情報伝達の多様化とマスコミの在り方にあるのではないかと思う。マスコミ側から、新たな改革が生まれるとすばらしい。
- ・資料・講演ともに充実した内容でした。ありがとうございました。  
(ノンフィクション作家)